

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

# 愛媛県報

発行 愛愛媛 県

第1723号

印 刷 岡田印刷株式会社

# 平成17年12月27日火曜日 第1723号

$\Diamond$	目	次	$\Diamond$
	告	示	

愛媛県青少年保護審議会	会規程の一	·部改正	1305
愛媛県情報公開条例第3	3条第1項	の規定による知事が定める	
法人の指定の一部改正.			1305
愛媛県個人情報保護条例	列第5条の	規定による知事が定める法	
人の指定の一部改正			1305
大規模小売店舗の新設の	の届出の取	マ下げ	1306
解除予定保安林にする旨	旨の通知(	2件)	1306
解除予定保安林			1306
道路の区域変更(県道の	中島環状線	ł)	1306
道路の供用開始 (	"	)	1306
道路の区域変更(県道港	易山高縄北	(条線)	1307
道路の区域変更(一般国	国道 440 号	†)	1307
道路の区域変更(県道落	<b>喜</b> 合久万線	ł)	1307
道路の供用開始 (	"	)	1307
道路の区域変更(県道原	易首五十崎	<b>ā線)</b>	1307
道路の供用開始 (	"	)	1308
道路の区域変更(県道ス	<b>大洲野村</b> 線	ł)	1308
道路の供用開始(県道服	太川公園線	ł)	1308
道路の区域変更(一般国	国道 197号	†)	1308
道路の区域変更(県道区	内子双海線	ł)	1309
道路の供用開始 (	"	)	1309
道路の区域変更(県道場	方屋敷小田	l線)	1309
道路の供用開始 (	"	)	1309
道路の区域変更(県道総	<b>罔代鳥越</b> 線	ł)	1310
道路の供用開始 (	"	)	1310
道路の区域変更(県道-	-本松城辽	!線)	1310
道路の供用開始 (	"	)	1310
開発行為に関する工事の	D完了		1310
宅地建物取引業法第67約	条第1項の	規定に基づく公告	1311
	公	告	
性定非営利活動法しの記		・・ Eの申請の公告(2件)	1211
		:の中韻の公音(2件)  する愛媛県計画	
			1311
	訓	<b>\$</b>	
愛媛県保健所処務規程等	等の一部を	:改正する訓令	1313

# 監查公表

総務管理課、人事課、財政課、稅務課、私学文書課、市町振興課、行政システム改革課、企画調整課、交通対策課、統計課、情報政策課、秘書課、広報広聴課、県民生活課、消防防災安全課、男女参画課、県民活動推進課、人権対策課、環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課、保健福祉課、健康增進課、薬務衛生課、子育で支援課、障害福祉課、長寿介護課、産業政策課、労政雇用課、産業創出課、経営支援課、観光交流課、国際交流課、農政課、農業経済課、農地整備課、農業経営課、農産團芸課、畜産課、林業政策課、森林整備課、漁政課、水産課、漁港課、土木管理課、用地課、河川課、水資源対策課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、高速道路課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、出納事務局、人事委員会事務局、議会事務局、監查事務局、教育総

<i>T</i> 73	沫、	<b>土准子</b> 首	話、	<b>残務教育</b>	話、	<b>向仪</b> 教育部	未、人性软质	<b>ヺ</b>	
障	害児	教育課、	文化抗	辰興課、	文化	以財保護課、	保健スポ-	-ツ課	
	労偅	<b>動委員会事</b>	務局、	警察本	部				1314

#### 教育委員会告示

# 告 示

任免辞令

労働委員会任免辞令......1317

# ○愛媛県告示第2230号

愛媛県青少年保護審議会規程(昭和42年12月愛媛県告示第 1050号)の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から 施行する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条中「第5条第2項の指定」の下に「、同条第9項の 命令」を、「第5条の2第2項の指定」の下に「、条例第5 条の7第4項の命令」を、「命令」の下に「、条例第13条の 5第3項の命令」を加える。

# ○愛媛県告示第2231号

愛媛県情報公開条例第33条第1項の規定による知事が定める法人の指定(平成13年12月愛媛県告示第2012号)の一部を次のように改正する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行 前文中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改める。 第6号を次のように改める。

(6) 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社 第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を 第8号とし、第11号を第9号とする。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - - 111. -

#### ○愛媛県告示第2232号

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める 法人の指定(平成13年12月愛媛県告示第2013号)の一部を次 のように改正する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第6号を次のように改める。

(6) 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社

第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を 第8号とし、第11号を第9号とする。

#### ○愛媛県告示第2233号

大規模小売店舗の新設の届出の概要等(平成17年10月愛媛県告示第1842号)によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗 の名称	大規模小売店舗 の所在地	取下年月日
フレスポ松山中央店	松山市中央二丁目70番 地 1 外	平成17年11月24日

-111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. --

# ○愛媛県告示第2234号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所四国中央市土居町天満字西山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び四国中 央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. -- 111. --

#### ○愛媛県告示第2235号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所 松山市東川町乙71の8から乙71の10まで、乙72の9から 乙72の11まで、乙73の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第2236号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所 今治市吉海町仁江1428の2、1429の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第2237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の 員	延長	備	考
ı		ф	白理小	4白	松山市畑里甲813番地先から		IΒ		トル 0~	9 .0	キロメートル 0 .194	1	
県	坦	H H	島環状	称	同市畑里甲625番地先まで		新	7	<b>.</b> 8 ~ 1	19 2	0 .194		

#### ○愛媛県告示第2238号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

道路0	D種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	中	島環状	線	松山市畑里同市畑里甲							平成17年12月27日

## ○愛媛県告示第2239号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	X	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延 長	備考
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷字屋敷谷甲99番 1 から		旧	メートル 42~95	キロメートル 0 241	
宗 追	<b>汤</b> 山同總 <b>北</b> 赤綠	同字48番1まで		新	7 5~15 D	0 241	

#### ○愛媛県告示第2240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷地幅	りの員	延長	備考
一般国道		440号		上浮穴郡久万高原町西谷字中	h <i>力 侃77</i> 22乗	旧	メートル 95~	, 43 .0	キロメートル 0 .030	
一般国道		4405		上子八部入刀同原町四台子5	1人体//22亩	新	9 5~	51 5	0 .030	

#### ○愛媛県告示第2241号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地4	39番 2 から	旧	メートル 95~175	キロメートル 0.019	
宗 但	洛口入刀級	同町菅生3番耕地454番3まで		新	11 D~20 D	0 .019	

# ○愛媛県告示第2242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	落	合久万	線	上浮穴郡久			439番2から	ò			平成17年12月27日

# ○愛媛県告示第2243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・調	新!	敷 地 幅	の員	延長	備	考
県 道	e -	<b>五十</b> 山	达 <i>(</i> 白	大洲市成能字舟戸甲1028番2 同市成能字中野甲1271番4地 及び	地先から 先まで	IB		- トル 4 7~ 14 5~:	9 .6 27 .3	キロメート. 0.044 0.130	IV.	
宗	河目	<b>∄</b> Д   ₩	可称	及 大洲市成能字舟戸甲1023番 4 同字甲1027番 4 まで	から	新	1	4 7 ~ 20 5 ~ :		0 .044 0 .130		

#### ○愛媛県告示第2244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	鳥首	<b>当五十</b> 岭	奇線	大洲市成能		23番4から					平成17年12月27日

# ○愛媛県告示第2245号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	X f	归 別	・新	敷 地 の 幅 員	延 長	備考
県 道	大洲野村線	西予市野村町蔵良2141番から		旧	メートル 7 4~19 6	キロメートル 0 317	
· 是	/ <b>八/川主」「竹りお</b> 妹	同町蔵良2087番3まで		新	16 D~61 D	0 317	
"	"	西予市野村町高瀬2070番 2 から		旧	4 8 ~ 22 6	0 .151	
"	"	同町蔵良2046番まで		新	12 3~22 .6	0 .151	

## ○愛媛県告示第2246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	肋	川公園	線	西予市野村							平成17年12月27日

## ○愛媛県告示第2247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の員	延長	備	考
一般国道		197号		八幡浜市松柏乙1025番から		旧	メート 11	〜ル 8~1	2 .1	キロメートル 0 .049	•	
一般国道		15/写		同市松柏乙1022番 2 まで		新	12	8 ~ 1	3 .1	0 .049		

## ○愛媛県告示第2248号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延 長	備考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町論田1107番 3 から		旧	メートル 8 4~18 .1	キロメートル 0.050	
<b>示</b>	73丁 从	同町論田1105番4まで		新	9 8~20 9	0 .050	

#### ○愛媛県告示第2249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道』	烙の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	   供用開始の日 
県	道	内	子双海	線	喜多郡内子 同町論田110							平成17年12月27日

#### ○愛媛県告示第2250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線	名	X	間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延長	備考
	坊屋敷小田	4白	喜多郡内子町大瀬南5103番 2 から		旧	メートル 5 2~16 D 6 9~ 9 8	キロメートル 0 .138 0 .041	
· 是	<i>切怪</i> 郑小田	彻底	同町大瀬南5611番 2 まで		新	8 9~35 3	0 .143	

## ○愛媛県告示第2251号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	坊區	屋敷小田	田線	喜多郡内子 同町大瀬南							平成17年12月27日

# ○愛媛県告示第2252号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の和	種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷帽	地の員	延長	備者	考
県	道	49	代鳥越	4白	南宇和郡愛南町油袋107番 2 から		旧	メート, 5.0	ال ~ 8.0	キロメートル 0 .134		
- 朱	坦	利白	八局越	: 於承	同町油袋120番 1 地先まで		新	a.8	~ 26 .0	0 .134		

#### ○愛媛県告示第2253号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛同町油袋12		_					平成17年12月27日

#### ○愛媛県告示第2254号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	)種類	路	線	名	X	間	旧・新 別	敷幅	地	の 員	延長	備	考
ı	冶		<del></del>	刀 4白	<b> </b>		旧		·ル 5~11	1 .6	キロメートル 0 .064	V	
県	道 		►松城ì	<b>少級</b>	南宇和郡愛南町広見1934番 1		新	8 :	4 ~ 13	3.6	0 .064		

### ○愛媛県告示第2255号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	-2	本松城道	卫線	南宇和郡愛	南町広見19	34番 1					平成17年12月27日

# ○愛媛県告示第2256号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成17年12月27日

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建(開)第61号 平成17年12月14日	東温市見奈良字廣坪520番 2 、520番 8 、521番 1 及び521番 5	松山市勝山町一丁目14番 1 サークルケイ四国株式会社 代表取締役 村 上 栄 一
17松局建(開)第62号 平成17年12月16日	伊予郡松前町大字鶴吉字安井前354番 9	松山市東垣生町374番地 フォブール大原202号 久 津 那 亨
17四土(開)第21号 平成17年12月15日	四国中央市土居町小林1233番 1 、1248番 1 、1249番 1 、1250番、12 51番、1252番 1 、1253番 1 、1261番、1262番 1 及び1263番 1	新潟市清水4501番地 1 株式会社コメリ 代表取締役会長 捧 賢 一

# ○愛媛県告示第2257号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法(昭和27年 法律第176号)第67条第1項の規定によりその免許を取り消 す。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	氏名又は代表者 の氏名			免許番号	免許年月日
有限会社 ホームアシスト	橋	本	満智子	愛媛県知事(2) 第4461号	平成16年3月17日

公 告

#### 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名		名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月16日	特定非営利活動法人こうざと	篠	原	學	愛媛県新居浜市郷三丁目17番15 号	この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、永まごころのこもった小規模多機能型居宅介護事業を行い、すべての人となる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

# ○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月14日	特定非営利活動法人要援県レクリエーション協会	土 居 俊 夫	愛媛県松山市上野町甲650番地	マースポース では、

## 〇公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画につ

いて

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律 第77号)第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存 及び管理に関する愛媛県計画(平成16年12月28日付け公告) を次のとおり変更した。

平成17年12月27日

# 愛媛県知事 加 戸 守 行 海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量(以下「知事管理量」という。)及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量(以下「知事管理努力量」という。)の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績(他県からの入漁者の採捕実績を含む。)及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度(以下「協定制度」という。)の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進 に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な 配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成17年及び平成18年の知事管理量は、次表のとおりである。

	知 事 管	雪 理 量		
第 1 種特定海洋生物資源	平成17年 1 月 から12月まで	平成18年1月 から12月まで		
まあじ	6 ,000トン	8 ,000トン		
まいわし	若干	若干		
まさば及びごまさば	若干	若干		

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項 平成17年及び平成18年の知事管理量の採捕の種類別に定 める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと 認められる漁業種類については、数量を明示しないことと した。

第1種特定海 洋生物資源	位性の種類	数	量
	採捕の種類 	平成17年 1 月 から12月まで	平成18年1月 から12月まで
まあじ	中型まき網漁業 及び小型まき網 漁業	4 200トン	5,600トン

- 4 知事管理量(まあじにあっては、採捕の種類別の数量) に関し実施すべき施策に関する事項
  - (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可 隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか 、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な 管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図るこ ととする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の 報告を義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状 以上に漁獲努力量を増加させることがないように努める とともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように 努めることとする。
- 5 知事管理努力量に関する事項

平成17年及び平成18年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

	I							
		知事管理努力量						
第 2		瀬戸	内海	瀬戸	内海	宇和海	宇和海	
種 定洋物源	採捕 の種 類	平成17 年4月 1日か ら6月 30日ま で	平成17 年9月 1日か ら11月 30日ま で	平成18 年4月 1日か ら6月 30日ま で	平成18 年9月 1日か ら11月 30日ま で	平成17 年10月 1日か ら12月 31日ま で	平成18 年10月 1日か ら12月 31日ま で	
さわ ら	さ ら 流 組 業	16 <i>6</i> 60隻 日	5 &80隻 日	16 <i>6</i> 60隻 日	5 ,880隻 日	7 <i>4</i> 90隻 日	7 <i>4</i> 90隻 日	

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成17年及び平成18年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の 種類	海域	期間	漁獲努力量		
		さわら瀬戸 内海系群資 源回復計画	平成17年4月 1日から6月 30日まで	16,660隻日		
	流し網漁業の	に規定する 燧灘及び安 芸灘	平成18年4月 1日から6月 30日まで	16 ,660隻日		
	うち、 さわら 流し網	さわら 流し網	さわら 流し網	さわら瀬戸 内海系群資	平成17年9月 1日から11月 30日まで	5 ,880隻日
さわら	漁業及 びさご し、め	源回復計画   に規定する   伊予灘	平成18年9月 1日から11月 30日まで	5 ,880隻日		

じか流 し網漁 業	さわら瀬戸 内海系群資 源回復計画	平成17年10月 1日から12月 31日まで	7 #90隻日
	原回復計画 に規定する 宇和海	平成18年10月 1日から12月 31日まで	7 <i>4</i> 90隻日

- 7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したさわら瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法(昭和24年法律第267号)第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする
- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

- 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

#### 訓令

## ○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表生活衛生課の表15の部を削る。

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2県民活動推進課の表7の部1の項中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 有害図書類等の陳列に係る措置命		
令(第5条第9項)		
(4) 有害図書類等又は有害がん具類等		
の自動販売機等への収納に係る措置		
命令(第5条の7第4項)		

別表第2県民活動推進課の表7の部1の項中(5)の次に次のように加える。

(6) ツーショットダイヤル等利用カー		
ドの自動販売機への収納に係る措置		
命令(第13条の5第3項)		
(7) 公表(第13条の8)		

別表第2県民活動推進課の表7の部4の項事項の欄中「立入調査員の指定」を「報告の徴収、資料の提出の要求及び立入調査」に改め、同表中8の部を削り、9の部を8の部とし、10の部から13の部までを1ずつ繰り上げる。

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第 10号)の一部を次のように改正する。

別表第2県民生活課の表11の部を次のように改める。

11 愛媛 県青少	1 有害図書類等の陳列に係る指示 又は勧告(第5条第8項)
年保護 条例の 施行に	2 自動販売機等による図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けに
関する事務	関すること。 (1) 自動販売機等の設置、変更等
	及び承継の届出に係る措置(第 5条の3第1項、第3項、第5 条の5、第5条の6第3項)
	(2) 届出済証の再交付(愛媛県青 少年保護条例施行規則(以下こ
	の部において「規則」という。 ) 第 6 条第 4 項)
	(3) 指示又は勧告(第5条の7第 3項)
	3 自動販売機によるツーショット ダイヤル等利用カードの販売に関 すること。
	(1) 自動販売機の設置、変更等及び承継の届出に係る措置(第5
	条の3第3項、第5条の5、第 5条の6第3項、第13条の6第 1項、第3項)
	(2) 届出済証の再交付(規則第6 条第4項、第11条第4項)
	(3) 指示又は勧告(第13条の5第2項)
	4 報告の徴収、資料の提出の要求 及び立入調査(第17条第1項)
	5 立入調査員の証の交付(第17条 第2項)

別表第2県民生活課の表中12の部を削り、13の部を12の 部とし、14の部から30の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2管理課の表中8の部を削り、9の部を8の部とし、10の部から32の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第4用地管理課の表中13の部を削り、14の部を13の 部とし、15の部から47の部までを1ずつ繰り上げる。 別表第4備考1中「45の部」を「44の部」に改める。 (愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項第24号及び第25号を次のように改める。 ②4及び②5 削除

第13条第2項第71号から第74号までを次のように改める

- (71) 愛媛県青少年保護条例第5条第8項の規定に基づく 有害図書類等の陳列に係る指示又は勧告に関すること
- (72) 愛媛県青少年保護条例第5条の3第1項及び第3項 の規定に基づく自動販売機等の設置の届出に係る措置 に関すること。
- (73) 愛媛県青少年保護条例施行規則第6条第4項の規定 に基づく届出済証の再交付に関すること。
- (74) 愛媛県青少年保護条例第5条の5第1項及び同条第2項において準用する同条例第5条の3第3項の規定に基づく自動販売機等の変更等の届出に係る措置に関すること。

第13条第2項に次の9号を加える。

- (75) 愛媛県青少年保護条例第5条の6第3項の規定に基づく自動販売機等業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (76) 愛媛県青少年保護条例第5条の7第3項の規定に基づく有害図書類等又は有害がん具類等の自動販売機等への収納に係る指示又は勧告に関すること。
- (77) 愛媛県青少年保護条例第13条の5第2項の規定に基づくツーショットダイヤル等利用カードの自動販売機への収納に係る指示又は勧告に関すること。
- (78) 愛媛県青少年保護条例第13条の6第1項及び同条第3項において準用する同条例第5条の3第3項の規定に基づくツーショットダイヤル等利用カード自動販売機の設置の届出に係る措置に関すること。
- (79) 愛媛県青少年保護条例施行規則第11条第4項において準用する同規則第6条第4項の規定に基づく届出済証の再交付に関すること。
- 80 愛媛県青少年保護条例第13条の6第3項において準用する同条例第5条の5の規定に基づくツーショットダイヤル等利用カード自動販売機の変更等の届出に係る措置に関すること。
- (81) 愛媛県青少年保護条例第13条の6第3項において準用する同条例第5条の6第3項の規定に基づくツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (82) 愛媛県青少年保護条例第17条第1項の規定に基づく 報告の徴収、資料の提出の要求及び立入調査等に関す ること。
- (83) 愛媛県青少年保護条例第17条第2項の規定に基づく 立入調査員の証の交付に関すること。

第13条第5項中第9号及び第10号を次のように改める。

(9)及び(10) 削除

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

## 監査公表

#### ○公表第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第 9 項の規定 により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成17年12月27日

 愛媛県監査委員
 吉久
 宏

 同
 壺内
 な

 円
 丁田
 社

	監査	対 象	機関		監査年月日
総	務	管	理	課	平成17年11月4日
人		事		課	"
財		政		課	"
税		務		課	"
私	学	文	書	課	平成17年10月19日
市	町	振	興	課	平成17年10月31日
行	政シス	テム	改革	課	"
企	画	調	整	課	平成17年11月15日
交	通	対	策	課	平成17年10月19日
統		計		課	"
情	報	政	策	課	"
秘		書		課	平成17年11月4日
広	報	広	聴	課	平成17年10月14日
県	民	生	活	課	平成17年11月2日
消	防 防	災	安 全	課	平成17年10月18日
男	女	参	画	課	平成17年10月21日
県	民 活	動	准 進	課	"
人	権	対	策	課	"
環	境	政	策	課	平成17年10月18日
廃	棄物	対	策	課	ıı .
自	然	保	頀	課	ıı .
保	健	福	祉	課	平成17年10月31日
健	康	増	進	課	平成17年10月18日
薬	務	衛	生	課	"
子	育て	支	援	課	平成17年10月31日
障	害	福	祉	課	平成17年10月24日
長	寿	介	頀	課	"
産	業	政	策	課	平成17年11月15日
労	政	雇	用	課	平成17年10月11日
産	業	創	出	課	平成17年11月15日
経	営	支	援	課	平成17年10月11日
観	光	交	流	課	平成17年10月14日
国	際	交	流	課	"
農		政		課	平成17年11月15日

					i
農	業	経	済	課	平成17年10月24日
農	地	整	備	課	平成17年11月2日
農	業	経	営	課	"
農	産	<u>袁</u>	芸	課	平成17年10月21日
畜		産		課	"
林	業	政	策	課	平成17年10月17日
森	林	整	備	課	"
漁		政		課	"
水		産		課	"
漁		港		課	"
土	木	管	理	課	平成17年11月15日
用		地		課	平成17年10月19日
河		Ш		課	平成17年11月1日
水	資	源 対	策	課	"
港	湾	海	岸	課	平成17年10月11日
砂		防		課	"
道	路	建	設	課	平成17年11月1日
道	路	維	持	課	"
高	速	道	路	課	"
都	市	計	画	課	"
都	市	整	備	課	"
建	築	住	宅	課	平成17年10月11日
出	納	事	務	局	平成17年10月24日
人	事 委	員 会	事務	局	"
議	会	事	務	局	平成17年10月17日
監	查	事	務	局	平成17年11月15日
教	育	総	務	課	平成17年10月31日
生	涯	学	習	課	平成17年11月4日
義	務	教	育	課	平成17年10月14日
高	校	教	育	課	"
人	権	教	育	課	"
障	害	児 教	育	課	平成17年10月11日
文	化	振	興	課	平成17年10月31日
文	化	財 保	護	課	平成17年11月4日
保	健った	ス ポ	ー ツ	課	平成17年10月31日
労	働 委	員 会	事 務	局	平成17年10月19日
警	罗	₹ :	本	部	平成17年11月2日

# (監査の結果)

平成16年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を 実施したところ、おおむね良好であったが、一部の課において次の 事項が認められた。

- 1 生活安定資金貸付金については、償還金未収入金の収入確保に 一層の努力が望まれる。 (保健福祉課)
- 2 児童扶養手当の返還金未収入金については、収入確保に一層の 努力が望まれる。 (子育て支援課)
- 3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償 還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理 についてもなお一層の努力が望まれる。 (子育て支援課)

- 4 母子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、支払期日まで に償還金を支払わなかったときに徴収することになっている違約 金については、災害その他のやむを得ない理由があるときは、不 徴収とすることができることになっているが、その承認手続に留 意を要するものが認められたので、規則等に基づいた適切な事務 処理に努められたい。 (子育て支援課)
- 5 商業基盤等施設整備事業費補助金において、補助金交付団体が 行った契約手続に適切を欠くものが見受けられた。
  - 今後は、補助事業が適正に執行されるよう、補助金交付団体に 対して一層の指導監督の強化に努められたい。 (経営支援課)
- 6 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、施設共同化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。 (経営支援課)
- 7 農業改良資金特別会計における農業改良資金貸付金償還金については、適期収入に留意が望まれる。 (農業経済課)
- 8 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。 (林業政策課)
- 9 林業改善資金特別会計における違約金(貸付金償還金に伴うもの)については、適切な債権管理が望まれる。 (林業政策課)
- 10 県有林経営事業特別会計の執行については、県営林経営改善計画に基づいた経営改善の取組がなされた結果、単年度の歳入歳出差引歳入不足額は、前年度に比べて減少している。

しかしながら、歳入歳出差引歳入不足額は、昭和59年度以降、 毎年度繰上充用の措置が講じられ、平成16年度決算では20億円余 となっており、収支の不均衡が拡大していることから、今後とも 健全な経営に向けてなお一層の努力が望まれる。(森林整備課)

11 住宅貸付損害金については、適期収入に留意するとともに滞納 繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

(建築住宅課)

- 12 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金については、 適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一 層の努力が望まれる。 (教育総務課)
- 13 諸収入(給与の過払金)については、収入未済額があるので早期収入に努力が望まれる。 (高校教育課)
- 14 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、 適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一 層の努力が望まれる。 (人権教育課)
- 15 公務中の警察車両による事故が従来に増して多発しているため 、職員の意識の高揚と事故防止の徹底になお一層の努力が望まれ る。 (警察本部)

# 教育委員会告示

#### ○愛媛県教育委員会告示第14号

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第26 条第1項及び第2項、第32条第1項、第37条第1項並びに第 38条第1項の規定に基づき、次のとおり、愛媛県指定無形文 化財に指定し、及び当該無形文化財の保持者に認定し、並び に愛媛県指定有形民俗文化財、愛媛県指定無形民俗文化財及 び愛媛県指定天然記念物に指定するとともに、愛媛県指定天 然記念物の指定を解除する。

平成17年12月27日

愛媛県教育委員会

# 委員長 井 関 和 彦

# 1 指定する無形文化財及び認定する無形文化財の保持者

名		称				保			持			者	
₽		小小	氏		名	雅	号	生	年	月	日	住	所
砥	部	焼	酒	井 芳	美	芳	人	昭和	6年	7月	4日	伊予郡砥 松146番地	部町五本 1

#### 2 指定する有形民俗文化財

名	称	所	在	地	所	有	者	員数		
伊佐爾社算額	伊佐爾波神 社算額 松山市桜谷町173番地					松山市桜谷町173番 地 宗教法人伊佐爾波神 社				
金刀比社算額		大洲市「	中村618番	地の 1	地		1779番 比羅神	1面		

# 3 指定する無形民俗文化財

名	称	所	在	地	保	護	団	体
久良の踊り	能山	南宇和郡	『愛南町ク	ス良	能山路	角り保存	会	

## 4 指定する天然記念物

名	称	所	在	地	所	有	者	員数
石畳東レザク	のシダ ラ	喜多郡/ 番地	5子町で	5畳4322	喜多郡 67番地 池	了内子町内 数 田 勇	]子28 子	1本

#### 5 指定を解除する天然記念物

名	称	所	在	地	所 (	育 管理	団体	者)	員数	参	考
蘇鉄		伊予市 番地	大平	甲419	岡	市	恭	昌	1本	昭和 10月 指定	24日
いたやた で	いえ	四国中寒川山	央市 乙12	富郷町 2番地	菅 (2	四国中	中央市	彬	1本	昭和 11月 指定	24 Ė

#### \_

土地収用法(昭和26年法律第 219 号)第45条の 2 の規定により、平成17年12月21日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

報

雑

平成17年12月27日

○裁決手続開始の決定の公告

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

普通河川戸代西川砂防工事(愛媛県今治市宮窪町宮窪地内)及びこれに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

UR (# 17)	不	動	産	(	土 坩	b )	の表	示 等		116		+	+/	所有権	以外	の	88	17.	
収用使用				地	目	直	Ī	積	±	地	所	有	者		D 表	示	関	係	人
の区分	所 在	地	番	公 簿	現 況	公 (m²)	実 <u>測</u> (m²)	収用及び使用しよう とする土地の実測(m)	住	所		氏	名	受付年月日 受付番号	種	類	住	所	氏 名
収用	愛媛県今 治市宮窪 町宮窪	802컵	E	山林	山林	1 ,407	1 ,407 .00	65 <i>4</i> 1	登記名	名義人 田中 日中 文 別記の	平五郎 江 外 とおり	法定 8名 )	相続人						
4X /H	町宮窪	929컵	E	原野	山林	360	360 .00	208 .12	登記名	田中	平五郎 江 外 とおり	8名	相続人						
使用	愛媛県今 治市宮窪 町宮窪	929習	E-	原野	山林	360	360 .00	15 .62	登記名	議人 田中 1中 文 別記の	平五郎 江 外 とおり	法定 8名 )	相続人						

## (別記) 登記名義人 亡 田中 平五郎 法定相続人

氏	名	持 分	住	所
田中	文 江	108分の18	愛媛県今治市宮窪町宮窪821番地	
槇	美 香	108分の 6	愛媛県今治市宮窪町宮窪821番地	

田 中 修	108分の 6	愛媛県松山市久谷町甲 2 番地 7
景 山 みはる	108分の 6	兵庫県加古郡播磨町南大中一丁目 3 番17号
村 越 房 男	108分の18	愛媛県今治市小浦町一丁目 3 番38号
湯山満里	108分の 9	愛媛県今治市南大門町一丁目 1 番地の 7
尾味里恵	108分の 9	愛媛県今治市大西町紺原甲164番地 8
田中八惠子	108分の 8	愛媛県今治市高部甲1628番地 高部団地 B 2 - 202号
田 中 由香里	108分の28	愛媛県今治市高部甲1628番地 高部団地 B 2 - 202号

# 任免辞令

# ○任免辞令

12月26日

徳 永 洋 典

(労働者委員)

愛媛県労働委員会委員に任ずる

平成17年12月27日	変	 <u> </u>	第1723号